



ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

平成 22 年 9 月 14 日

各 位

会社名 : 株式会社ネクストジェン  
代表者名 : 代表取締役社長 大西 新二  
(証券コード番号: 3842)  
問合せ先 : 管理本部長 景山 薫  
(TEL: 03-3234-6855)

## 和解による訴訟の解決および特別損失の発生に関するお知らせ

当社を被告とする損害賠償請求訴訟に関して、平成 22 年 9 月 14 日付けで、原告であるブロードアース株式会社(旧社名: メディア・クルーズ・ソリューション株式会社)との間で和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 20 年 6 月 25 日付け開示文書「訴訟の提起に関するお知らせ」の通り、ブロードアース株式会社(旧メディア・クルーズ・ソリューション株式会社。以下「ブロードアース」という。) から 225,923 千円の損害賠償請求訴訟を提起されておりました。この訴訟について、平成 22 年 7 月 7 日、東京地方裁判所より原告の当社に対する請求を棄却する内容の判決が言い渡されましたが、ブロードアースはこの判決を不服として、平成 22 年 7 月 20 日付けで東京高等裁判所へ控訴の提起がなされておりました。

当社は、ブロードアースの主張には全く根拠がなく、当社には違法とされるべき行為は何らなくと確信しております。しかしながら今般、東京高等裁判所から包括的に本件を収束するべく和解勧告が行われ、当社としても本件訴訟の長期化によるさらなる訴訟費用の発生等の経済的損失見込み等を総合的に勘案した結果、裁判所の和解勧告を受け入れることとし、ブロードアースとの間で和解が成立いたしました。

#### 2. 和解の相手方

- (1) 名称 ブロードアース株式会社(旧社名: メディア・クルーズ・ソリューション株式会社)
- (2) 所在地 東京都渋谷区東 3-14-15
- (3) 代表者 代表取締役 中岡聡

#### 3. 和解の内容

- (1) 当社はブロードアース株式会社に対し、和解金として 12,000 千円の和解金を支払う。
- (2) 支払時期: 平成 22 年 9 月末日迄
- (3) 原告及び被告は、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互確認する。

#### 4. 今後の見通し

上記に示した和解金 12,000 千円に、本訴訟に要したその他の費用を加えた総額 22,239 千円を特別損失として計上する予定です。なお、当該特別損失の計上により、平成 22 年 2 月 12 日付で公表した当期(平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日)の業績予想に変更はありません。

以上